

# 事務局審査の手引

令和 3 年 7 月 21 日

(改正) 令和 4 年 7 月 22 日

「大阪府内部統制評価報告書審査基準」及び「大阪府内部統制評価報告書審査実施要領」に基づいて実施する事務局職員による具体的な審査は次のとおり行う。

## 1 評価対象期間及び評価基準日は適切か。

(審査方法等)

ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の受領後（7月下旬予定）

イ 担当：企画グループ（内部統制担当）

ウ 手法：知事部局が作成した審査対象年度に係る「内部統制実施要領」に記載のとおり内部統制の整備及び運用が行われ、また、評価部局による評価が行われているかを確認

エ 視点：

- ①大阪府内部統制の整備及び運用に関する要綱第4条の規定に基づき定められた、それぞれの年度の「内部統制実施要領」に則り実施しているか。

## 2 評価範囲は適切か。

(審査方法等)

ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の受領後（7月下旬予定）

イ 担当：企画グループ（内部統制担当）

ウ 手法：知事が作成した審査対象年度に係る「大阪府内部統制に関する基本方針」に記載の評価範囲により、評価が行われているかを確認

エ 視点：

- ①全庁レベルの評価範囲は、審査対象年度の「大阪府内部統制に関する基本方針」に則り実施しているか。
- ②業務レベルの評価範囲は、審査対象年度の基本方針で定められた「対象とする事務」における業務レベルのリスクが、内部統制の整備・運用状況に照らし、過不足なく適切に評価範囲とされているかを評価しているか。

## 3 評価体制については、独立的評価を適切に行える体制であるか等

(審査方法等)

ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の受領後（7月下旬予定）

イ 担当：企画グループ（内部統制担当）

ウ 手法：審査対象年度の前年度末に、知事部局から監査委員に説明のあった評価体制と、実際に評価を実施した体制について、知事部局が各所属に発出した文書や評価部局に対するヒアリング等を実施して確認

< 確認資料 >

- ・ 内部統制実施要領
- ・ 内部統制実施マニュアル（担当者向け）
- ・ 大阪府内部統制に関する基本方針
- ・ 内部統制の連携体制について（監査委員と知事部局の意見交換会資料等）

エ 視点：

- ① 第三者的な視点からより効果的なモニタリングを行う観点から、内部統制推進部局と異なる部局が担っているか。
- ② 内部統制推進部局と同一部局で担う場合でも、本来の独立的評価の趣旨を損なうことがないよう、適切な職務分掌を定めているか。
- ③ 評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあるか。
- ④ 評価を行う職員は、内部統制の整備及び運用の内容に精通しているか。

4-1 全庁的な内部統制の評価手続については、評価手続が各評価項目に対応して適切に実施されているか。

4-2 前年度からの状況の変化が適切に反映されているか等

（審査方法等）

ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の受領後（7月下旬予定）

イ 担当：企画グループ（内部統制担当）

ウ 手法：知事部局が策定した審査対象年度の「内部統制実施要領」を確認  
知事部局が、評価項目を達成するために制定している規程、具体的取組等を記載した審査対象年度の「全庁的評価項目票」を確認  
評価部局や制度所管課等へのヒアリングを実施

エ 視点：

- ① 全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目を定めているか。
- ② 全庁的な評価項目のそれぞれに対応する内部統制の整備状況の内容を、関係部局への質問や記録・根拠資料の検証を行い、把握しているか。また、それらを踏まえ、不備の有無について判断しているか。
- ③ 評価について基準を定め、それに基づいて判断しているか。また、評価の基準が適切か。

- 5 業務レベルの内部統制の評価手続については、把握すべき内部統制の不備がリスク評価・点検シートにより漏れなく把握されているか。

(事前準備等)

- ア 時期：下半期監査結果の公表後（2月末～3月末）  
イ 担当：全グループ（集約：企画グループ）  
ウ 手法：財務監査を実施した年度の監査結果が、その翌年度の知事部局のリスク認識に反映されるよう、当該監査結果等を踏まえて、リスク整理票の精査を行った上で、リスク評価・点検シートに追加すべき項目について、知事部局に提示、監査委員との意見交換を実施する。

(審査方法等)

- ア 時期：推進部局が各所属に、審査対象年度のリスク評価・点検シートを発出後  
イ 担当：企画グループ（内部統制担当）  
ウ 手法：審査対象年度の前年度に監査委員が知事部局に提示した項目が、審査対象年度のリスク評価・点検シートへ適切に反映されていることを確認する。  
エ 視点：  
①対象としているリスクが監査の結果及び会計局の会計実地検査の結果と概ね整合しているか。  
②監査委員が設定したリスクの全部又は一部についてリスク評価・点検シートにより把握されているか。  
③前年度からの状況の変化が適切に反映されているか。

- 6 リスク評価・点検シートによる各所属の自己点検が適切に行われているか。

- 7 内部統制評価部局において各所属の自己点検結果の把握が適切に行われ、評価が実施されているか等

(審査方法等)

- ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の提出後（7月下旬予定）  
イ 担当：全グループ（集約：企画グループ）  
ウ 手法：評価部局から提出された評価報告書等の提出資料一式について確認する。

<評価部局からの提出資料>

- ・内部統制評価報告書
- ・リスク評価・点検シート
- ・会計自己検査の自己検査結果書
- ・記録用紙（不備のある場合）
- ・自己評価確認表

エ 視点：

- ① リスク評価・点検シートにおいて示されている業務レベルのリスクについて、次の観点からの評価を適切に実施しているか。
  - ・ リスク対応策の整備が適時に実施されたか。
  - ・ リスク対応策の内容が適切であったか。
  - ・ 自己点検が適切に実施されたか。
  - ・ 自己点検後の改善が適切に実施されたか。
- ② リスク評価・点検シートにおいて示されているそれぞれのリスクに対し、①に掲げる観点から、各所属が自己評価を実施しており、各所属長が、質問や記録・根拠資料の検証を行い把握しているか。また、それらを踏まえ、不備の有無について判断しているか。
- ③ 内部統評価部局が、各所属と同様に、リスク評価・点検シートにおいて示されているそれぞれのリスクに対し、①に掲げる観点から、独立的評価を実施しているか。
- ④ 評価について基準を定め、それに基づいて判断しているか。また、評価の基準が適切か。

- 8 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果については、各評価項目について知事が行った評価結果及びその根拠等を確認し、当該評価結果が適切かどうか。

(審査方法等)

ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の受領後（7月下旬予定）

イ 担当：企画グループ（内部統制担当）

ウ 手法：「全庁的評価項目表」等の確認

評価部局、制度所管課等へのヒアリングを実施

エ 視点：

- ① 推進部局が作成した審査対象年度の「全庁的評価項目票」に設定された項目自体が妥当であるか。
- ② 推進部局から評価項目に係る制度所管課等に対する確認は適切に行われているか。
- ③ 各評価項目を達成するために制度所管課等が制定している規程、具体的取組等は妥当であるか。
- ④ 監査委員が評価部局の判断過程を検証できるよう、不備の有無、あるいは重大な不備の当否についての判断過程が評価報告書に記載されているか。

- 9 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果については、各評価項目について知事が行った評価結果及びその根拠等を確認し、監査等で得られた知見及び会計局の会計実地検査の結果も踏まえて、当該評価結果が適切かどうか。

(審査方法等)

ア 時期：評価部局から評価報告書（素案）等の受領後（7月下旬予定）

イ 担当：全グループ（集約：企画グループ）

ウ 手法：評価部局から提出されたリスク評価・点検シート等と事務局で用意する資料・情報等との整合性を確認

抽出による電話・メール確認、ヒアリング等の実施

エ 抽出：ヒアリング等を実施する所属の抽出は、上記の提出資料や情報等を踏まえ、実施する部局に偏りが生じないようにも考慮の上、企画グループで抽出。

概ね25所属程度を抽出して、疑義のある内容を中心に各部局担当グループがヒアリング等を実施。

オ 視点：

①リスク評価・点検シートで掲げられたリスクについて、適切に対応策を講じているか。

②監査等において把握されたリスク等について、適切に対応策を講じているか。

③知事が把握した不備及びその改善又は是正の状況は適切であるか。

④監査委員が必要と判断した事項に関して、適切に対応策を講じているか。

⑤監査委員が評価部局の判断過程を検証できるよう、不備の有無、あるいは重大な不備の当否についての判断過程が評価報告書に記載されているか。

<評価部局からの提出資料>

- ・内部統制評価報告書
- ・リスク評価・点検シート
- ・会計自己検査の自己検査結果書
- ・記録用紙（不備のある場合）
- ・自己評価確認表

<事務局で用意する資料・情報>

審査対象年度分

- ・財務監査結果（上半期・本庁等）
- ・会計実地検査結果（審査時点で提供済分）
- ・報道発表資料（財務に関する事案）

審査対象前年度分

- ・財務監査結果（下半期・出先機関）
- ・会計実地検査結果（上記提供済以外の所属）

10 8及び9までの審査をした限りにおいて、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていたか。

(審査方法等)

ア 時期：事務局審査の終了前

イ 担当：企画グループ（内部統制担当）

ウ 手法：各部局担当グループで実施した事務局審査の状況を集約し、ヒアリング等の実施結果、見受けられた不備の件数・内容・程度等、全体を把握する。  
これらについて、審査基準第11条第2項の審査における判断基準に照らし、監査委員の意見（基本的内容）の事務局案を決定する。

エ 視点：

- ①不備に対する改善、是正又は再発を防ぐ適切な対応が、漏れなく実施されていたか。
- ②業務上横領、入札情報漏洩などの府民の信用を失墜する不備はなかったか。
- ③次に掲げる不備（軽易な不備を除く。）が、同一所属において繰り返し発生していなかったか。
  - (1)当該事務処理が関係法令に違反しているもの。
  - (2)不適切な会計事務処理により予算の執行額変動（追給、返納等）が生ずるもの。
  - (3)不適切な契約の締結により府の経済に損失を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの。
  - (4)公有財産、物品又は債権等の不適切な管理及び処分等により事故を発生させ又は発生させるおそれのあるもの。
  - (5)以前の監査又は会計実地検査において指摘事項又は指導事項等とされたものについて適切な措置が講じられていないもの。
  - (6)上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、不適切な会計事務処理が行われているもの。
  - (7)財務諸表の正確性の確保に支障をきたすおそれのあるもの。
- ④軽易な不備であっても、同一の不備が多数の所属で発生していなかったか。
- ⑤軽易な不備であっても、同一所属において多発していなかったか。